

○対象となる方

令和元年5月1日以降の新規申請・変更申請、令和元年度の更新申請

特定医療費（指定難病）受給者証の記載内容等が変わります！



受給者証に記載のない指定医療機関でも使用できるようになります

- ・受給者証に記載のない医療機関・薬局・訪問看護ステーション・介護医療院であっても、「難病法に基づく指定医療機関」であれば、受給者証を使用できます。（※受給者証に記載された病名に係る治療に限る）
- ・申請時に提出いただく「臨床調査個人票」を記載した医療機関1箇所のみを登録し、受給者証に記載します。



受給者証に記載する医療機関の追加等の変更申請は不要になります

●平成31年4月30日時点で有効の受給者証をお持ちの方へ

- ・医療機関の追加・削除等の変更申請の受付は、令和元年5月31日までに終了します。6月1日以降、変更申請の受付は行いません。
（令和元年5月は移行期間とし、順次、変更申請の受付を終了します。）

●令和元年5月1日以降に新規申請した方へ

- ・医療機関の追加・削除等の変更申請は不要です。

●追加したい指定医療機関がある方へ

- ・利用したい医療機関・薬局・訪問看護ステーション・介護医療院で、この案内をご提示いただきますようお願いいたします。（受給者証への追記等の手続きは不要です。）

「難病法に基づく指定医療機関」であれば、受給者証に記載がない場合であっても、兵庫県知事が交付する受給者証をご使用いただけます。

（※受給者証に記載の病名にかかる治療に限る）

※留意事項

- ・令和元年5月以降の申請から、順次新たな受給者証へ移行します。（裏面参照）令和元年11月1日以降の受給者証は、全て新たな受給者証に統一します。
- ・複数の指定医療機関が記載されている現在の受給者証についても、取扱いは同様とし、指定医療機関であれば使用できます。
- ・兵庫県知事以外が発行する受給者証については、各都道府県又は指定都市（神戸市を含む）によって取扱いが異なります。
- ・兵庫県内の指定医療機関へは、別途通知しています。

【参考】受給者証のイメージ

(旧)

様式3号	
特定医療費（指定難病）受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
病名	
住所	
氏名	
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
性別	女
保険者	〇〇健康保険組合
被保険者証の記号及び番号	〇〇 〇〇〇〇
適用区分	ア
保護者名	氏名 続柄 住所
自己負担上限額	10,000円
階層区分	一般 I
人工呼吸器等装着	—
高額かつ長期	—
重症患者認定	—
軽症者特例	—
受診者と同じ世帯内にいる 指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の受給者の有無	—
有効期間	平成〇〇年〇月〇日～平成31年10月31日
交付年月日	平成〇年〇月〇日
発行機関名及び印	上記のとおり認定する。 兵 庫 県 知 事

名称	〇〇病院
所在地	〇〇市〇〇町1-1-1 有効期間:平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成31年10月31日
名称	〇〇医院
所在地	〇〇市〇〇町2-2-2 有効期間:平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成31年10月31日
名称	〇〇薬局
所在地	〇〇市〇〇町3-3-3 有効期間:平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成31年10月31日
名称	〇〇訪問看護ステーション
所在地	〇〇市〇〇町4-4-4 有効期間:平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成31年10月31日
名称	
所在地	
名称	
所在地	

医療機関の追加等、
変更申請は不要です。

※この証は、認定された受給者本人、認定された疾患、認定された上記の指定医療機関での治療以外には使用できません。
※手書きによる住所変更、氏名変更、医療機関追加(変更)等の場合は、健康福祉事務所(市保健所)による確認印がないものは無効です。



(新) ※記載内容等は若干の修正の可能性あり

様式3号	
特定医療費（指定難病）受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
病名	
住所	
氏名	
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
性別	女
保険者	〇〇健康保険組合
被保険者証の記号及び番号	〇〇 〇〇〇〇
適用区分	ア
保護者名	氏名 続柄 住所
自己負担上限額	10,000円
階層区分	一般 I
人工呼吸器等装着	—
高額かつ長期	—
重症患者認定	—
軽症者特例	—
受診者と同じ世帯内にいる 指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の受給者の有無	—
有効期間	令和元年11月1日～令和2年10月31日
交付年月日	令和元年〇月〇日
発行機関名及び印	上記のとおり認定する。 兵 庫 県 知 事

名称	〇〇病院
所在地	〇〇市〇〇町1-1-1 有効期間: 令和 元年11月 1日～ 令和 2年10月31日
指定医療機関	<p>1 医療機関のみ 記載します。</p> <p>上記の指定医療機関のほか、 「難病法に基づく指定医療機関」 (病院、診療所、薬局、訪問看護 ステーション)であれば、 この受給者証を使用できます。 (※左欄の病名に係る治療に限る)</p>

※この証は、認定された受給者本人、認定された疾患の治療以外には使用できません。
※手書きによる住所変更、氏名変更、健康保険証の変更等の場合は、健康福祉事務所(市保健所)による確認印がないものは無効です。

※令和元年5月以降、順次、(新)受給者証に移行しますが、(旧)受給者証であっても「指定医療機関であれば使用可」とする取扱いは同様です。